

○通勤災害

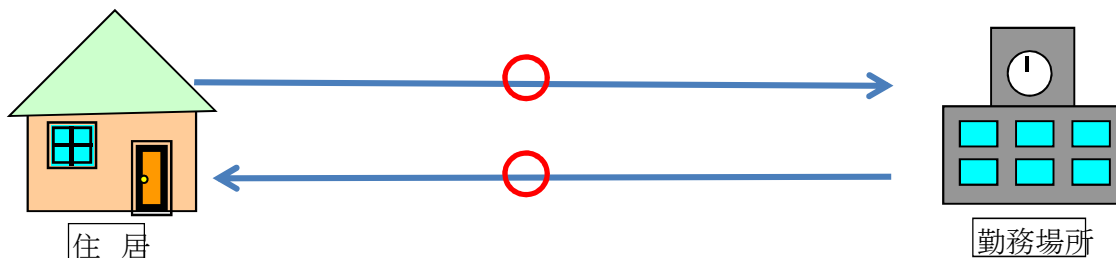
・概要

(1) 通勤災害とは、通勤途上において発生した災害、すなわち職員が勤務のために、住居と勤務場所との間を合理的な経路と方法によって往復する際に発生した災害のことである。公務災害も通勤災害もその補償は同じ法令によって実施されており、内容についてもほとんど同一となっているが、通勤途上にある場合は未だ使用者の支配管理下にないため、公務災害とはされず通勤災害として区別される。

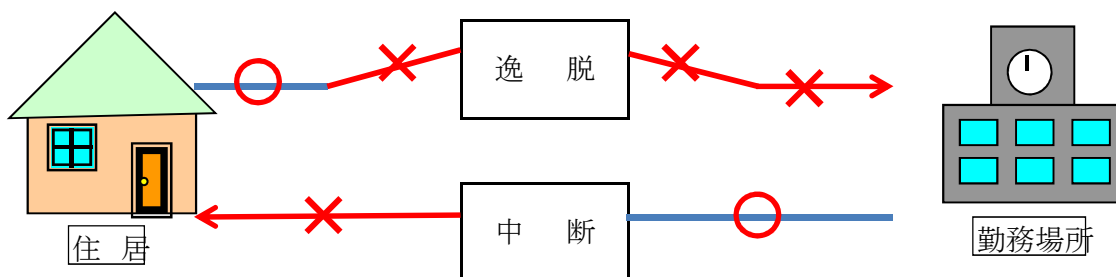
・関係法令等

(1) 地方公務員災害補償法

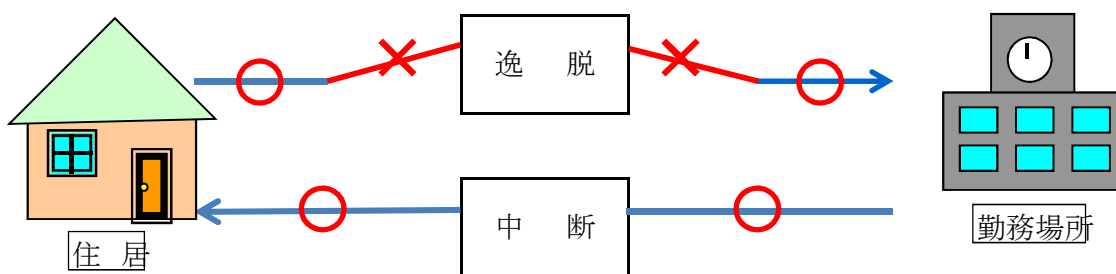
○ 勤務のための移動であり、合理的経路及び方法による場合



○ 逸脱又は中断が日用品の購入ではない場合
(経路に復したとしても通勤とはしない)



○ 逸脱又は中断が日用品の購入等である場合
(経路に復した後は通勤とする)



区 分	当該作為中	当該作為後
逸脱・中断には当たらない（ささいな行為）場合	○	○
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合	×	×
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合	×	○ (経路に復した後)

※ 「中断」や「逸脱」と認められるような行為であっても、それが人事院規則あるいは総務省令で定められる一定の「日常生活上必要な行為」に該当する場合には、やむを得ない事情による最小限度の範囲であれば、再び通常の経路に戻った後は、通勤とする。

※ 単身赴任者等が就業場所と家族の住む家屋（自宅）との間を反復、継続して移動する場合には、「自宅」を「住居」として取り扱って、この間に災害が発生した場合には通勤災害として認められる。この取り扱いとは家庭生活の維持などの観点から独身者にも認められる場合がある。